平成28年度第3回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

平成29年1月31日(火)10時00分から11時55分まで

2 場所

小牧市役所 本庁舎 3 階 301 会議室

3 出席委員

長田 宏 尾張中央農業協同組合常務理事

鈴木 照夫 小牧市建築設計事務所協会会長

山下 智也 愛知県議会議員

天野 正基 愛知県議会議員

社本 光永 小牧商工会議所副会頭

西倉 潔 名古屋造形大学教授

大塚 俊幸 中部大学教授

橋本 哲也 小牧市議会議長

稲垣 守 小牧市議会議員

熊澤 一敏 小牧市議会議員

鈴木 英治 小牧市議会議員

安江 美代子 小牧市議会議員

鷲見 敏彦 小牧警察署長

小柳 松夫 小牧市区長会篠岡地区会長

林 和子 小牧市女性の会会長

4 欠席委員

なし

5 事務局

渡辺 学 小牧市都市建設部都市整備担当部長

牧野 治 小牧市都市建設部都市整備担当次長

鵜飼 達市 小牧市都市建設部都市政策課長

河村 昌二 小牧市都市建設部都市政策課主幹

大澤 正人 小牧市都市建設部都市政策課計画係長

小山 仁見 小牧市都市建設部都市政策課計画係主事

伊岐見 崇 小牧市都市建設部都市政策課計画係技師

6 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第3号 尾張都市計画小木地区計画の変更について

議案第4号 尾張都市計画中央一丁目地区計画の変更について

議案第5号 尾張都市計画小牧三丁目地区計画の変更について

議案第6号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更について

諮問第1号 小牧市都市計画マスタープラン中間見直し(案)について

諮問第2号 小牧市立地適正化計画(案)について

第3 その他

【事務局】(大澤係長)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご参集賜り、誠にありがとうございます。

初めに、このたび委員の交代がございましたので、会の開催に先立ち、ご紹介をさせていただきます。

小牧市都市計画審議会条例第2条第2項第1号学識経験のある者といたしまして、社本光永委員、同項第3号国の関係行政機関または県の職員といたしまして鷲見敏彦委員が新たにご就任をいただいております。

なお、皆様のお手元には審議会委員名簿を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、平成28年度第3回小牧市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は15名であります。したがいまして、委員総数15名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条により本日の会議は公開とさせていただきます。 なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさ せていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長渡辺よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】(渡辺部長)

皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日ご審議いただく議案につきましては、本市で定めております都市計画案件のうち地区計画の変更が4件、また、諮問事項といたしまして、これまで本審議会においてご意見を頂戴し策定を進めてまいりました小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画につきまして、昨年の12月1日から今年の1月4日までの期間パブリックコメントを行いまして、先週行われました策定委員会におきまして議論をいただき、両計画の最終案がまとまりましたので、この案件につきましてご意見いただくことと考えております。

委員の皆様におかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私 の挨拶とかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】(大澤係長)

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆さん、おはようございます。

ただいま部長さんからお話がありましたように、本日の議題は、議案としましては地区計画の変更が4件、そして諮問事項としまして、昨年からこの審議会にも何度か中間で報告をいただいております小牧市都市計画マスタープランの中間見直し及び小牧市立地適正化計画の最終案を

ご報告いただくことになっております。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただきますよう、よろしくお願い申し 上げます。

簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いい たします。

【事務局】(大澤係長)

ありがとうございました。

次に、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前に配付をさせていただいておりますが、

次第

「議案第3号 尾張都市計画小木地区計画の変更」と題しました資料

「議案第4号 尾張都市計画中央一丁目地区計画の変更」と題しました資料

「議案第5号 尾張都市計画小牧三丁目地区計画の変更」と題しました資料

「議案第6号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更」と題しました資料

「諮問第1号 小牧市都市計画マスタープラン中間見直し (案)」と題しました冊子

「諮問第2号 小牧市立地適正化計画(案)」と題しました冊子

「参考資料1」と題しましたA3横の資料

「参考資料2-1」と題しましたA4横の資料

「参考資料2-2」と題しましたA4横の資料

そして、小牧市都市計画審議会委員名簿の11点となっております。不足している資料等はございませんでしょうか。

ございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくこととなっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。

大塚会長、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

議事に入りたいと思います。

最初に、日程第1、議事録署名者の選任を議題といたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、会長から指名させていただきます。 本日の議事録署名者を山下智也委員と天野正基委員にお願いしたいと思います。どうぞよろし くお願いいたします。

続きまして、日程第2、議案審議に入りたいと思います。

議案第3号 尾張都市計画小木地区計画の変更について、議案第4号 尾張都市計画中央一丁 目地区計画の変更について及び議案第5号 尾張都市計画小牧三丁目地区計画の変更について、 以上3件につきまして、それぞれ関連がございますので一括して事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局】(鵜飼課長)

それでは、議案第3号から議案第5号の3件につきまして、一括してご説明を申し上げます。 まず初めに、地区計画制度につきまして簡単にご説明を申し上げます。

地区計画は、地区を単位といたしまして、建築物に関する制限や道路などの整備などにつきまして、地区の特性に応じてきめ細かく定める地区レベルでのまちづくりの計画でございます。計画では、地区の目標や将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」から成り、住民などの意見を反映いたしまして、町並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものでございます。本市では現在、この小木地区計画を初めといたしまして9地区で地区計画を定めているところでございます。

次に、今回変更をしようといたしております小木地区計画、中央一丁目地区計画及び小牧三丁目地区計画につきまして各地区の概要についてご説明をさせていただき、最後に変更案の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号に上げております「小木地区計画の概要について」でございます。

小木地区は国道41号の西側にあり、トラックターミナルとして開発された地区を中心とした 運輸業や倉庫業が操業している区域であり、流通業務地区として良好な環境の維持・保全、形成 を図るため、平成3年9月4日に都市計画決定をしたものでございます。

「議案第3号」と書かれました資料の1ページには小木地区の地区計画の方針を、次のページとなります2ページには建築物の用途の制限を、そして3ページと4ページには区域の位置をそれぞれ記載いたしております。

次に、議案第4号に上げております「中央一丁目地区計画の概要について」でございます。 中央一丁目地区は本市の中心である名鉄小牧駅の近隣にあり、当時から相当数の住宅が立地していたことから、住宅と商業・業務機能が調和し共存する複合市街地の形成を図るため、平成8年5月31日に都市計画決定をしたものであります。

「議案第4号」と書かれました資料の1ページには地区計画の方針及び建築物の用途の制限を、 3ページと4ページには区域の位置をそれぞれ記載いたしております。

次に、議案第5号に上げております「小牧三丁目地区計画の概要について」でございます。

小牧三丁目地区は中央一丁目地区と同様本市の中心である名鉄小牧線の近隣に位置し、再開発ビル「ラピオ」に隣接していることから、商業・業務機能及び住宅機能を立体的に集積し、良好な都市環境と活力ある市街地の形成を図るため、平成8年5月31日に都市計画決定したものであります。

「議案第5号」と書かれました資料の1ページには地区計画の方針を、次のページとなります 2ページには建築物の用途の制限を、そして3ページと4ページには区域の位置をそれぞれ記載 いたしております。

続きまして、「変更案の概要」につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手

元の資料、「参考資料1」と書かれました資料をお願いいたします。A3横の1枚の資料でございます。

今回の変更につきましては、風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律、略称風営 法において法改正がございましたことに伴い、変更するものであります。

改正前の風営法ではナイトクラブ営業、言いかえますと客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業でありますが、こちらについて風俗営業として規制を行ってきたところでありますが、 改正ではダンス自体に着目した規制は行わないこととし、営業の実態や風俗上の問題を生じさせるおそれなどを勘案しながら必要に応じた規制を行うこととされました。

これにより、ナイトクラブ営業のうち低照度飲食店営業については引き続き風俗営業とし、ナイトクラブ営業のうち低照度飲食店営業以外のものが風俗営業から除外されました。また、ナイトクラブ営業のうち低照度飲食店営業以外のものであって深夜にわたって客に酒類を提供するものについては、特定遊興飲食店営業として規制することとなりました。

すなわち、従来のナイトクラブ営業につきまして規制緩和されたこととなりますが、これに伴い建築基準法の改正が行われ、これまで建築基準法においてナイトクラブとして取り扱ってきた施設について、規制の見直しが行われたものであります。

当該地区計画の地区整備計画では、建築基準法の規定を参考に建築物の用途の制限を定めておりますので、この風営法、建築基準法の改正により、地区整備計画で規制している各地区計画において規制から除外するなどの変更を行うものであります。具体的には、参考資料1の右側の新旧対照表のとおりとなっております。

なお、この案件につきましては、昨年12月6日から12月20日にかけて都市計画法第16 条に基づく変更原案の縦覧、そして、1月6日から1月20日にかけて都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を行いましたが、どちらも意見書の提出はございませんでした。

また、今後の予定でございますが、本日議決をいただきますと、都市計画法の規定に基づき、 愛知県知事との協議を行い、変更の告示をさせていただくこととなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号から議案第5号の3件についての説明とさせていた だきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大塚会長】

ありがとうございました。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。発言を許します。 ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

風営法の変更に伴って建築基準法が改正され、それに連動する形で地区計画を見直すという、 変更するという、3件いずれもそのような内容でございますが、よろしいでしょうか。

【小柳委員】

今の風俗関係については、法改正が伴って整理されたものだと理解していますが、3号はいいですが、4号、5号であります中でちょっと示したいのは。4号、5号で出されております土地の利用方針というところがありますが、例えば4号の1ページでも土地の利用方針というのが書

かれておりますけれども、「調和のとれた良好な低層・戸建て住宅地」というふうに書いてある。 低層というのは、高層、中層、低層ってあるんですけれども、4階以下と私自身は理解しておる んですけれども、それでいいのかということ。

5号については、低層というのが入っていないので、中高層でもいいという理解をさせていただいていいのかということをお尋ねしておきたいと思います。土地の利用方針で、5号では、小牧三丁目地区計画におきましては低層ということが書かれていないので、5号については中高層でもいいのかという理解でいいのか。

【大塚会長】

地区計画の中身についてのご質問ということですけれども、事務局いかがでしょうか。

【事務局】(大澤係長)

ただいま、議案第4号の中央一丁目地区計画などの土地利用の方針という中での、調和のとれた良好な低層・戸建て住宅地、商業・業務等が共存しているという部分の低層という部分での確認でございます。

こちらにつきましては、土地利用の方針ということでありますので、何階建てまでよいとかいうものではなくて、いわゆる戸建て住宅、低層住宅ということを指しています。具体的には、4ページに少し大き目の区域図がございますが、こちらでいうところの地区の北側の部分には現在、図面を見ていただきますと戸建て住宅が立ちならんでおります。地区として商業用途の区域ではありますが、既に戸建て住宅で住まわれている方がおみえになりますので、それらが共存して住宅が建つようにという意味で土地利用の方針を定めております。そのため、具体的にここで低層が何階建てでありますとか、中高層は建ちませんという規制をしているものではございません。

【小柳委員】

僕の理解不足かもわからないですけど、普通の文献を見ますと、低層というと、例えばマンションにしても4階建て以下は低層マンションだというふうに、文献なんか見るとそういうふうに書かれているんですね。低層マンションを求める人は4階建て以下にいくことに。だから、低層とうたったことが、そういうマンションなんかが建っても、戸建て住宅ではなくても4階マンションができるのかどうか。僕の考え違いかもわからない。

【事務局】(大澤係長)

ここの部分が土地利用の方針になりまして、建築物に関する用途の制限や高さの制限は1ページでいきますと、中段以下の部分に制限を加えておりまして、ここでは建築物の用途の制限ということで、キャバレー、料理店などができないということを記載しております。

ご指摘の土地利用の方針の部分については、低層しか建てれないであるとか4階までしか建てれないという部分ではなくて、この地区自体は商業用途になりますので建物としては背の高い建物も建築可能となりますが、現況、地区計画を定めた時点、また今の現況について、いわゆる戸建て住宅も建ち並んでいるということで。

商業用途ですとそれこそキャバレーとか料理店ができるところですが、住宅地に近接するということで、この地区計画ではそれらのものについて規制をしているということになりますので、低層と書かれておりますので4階以下しかできないということではございません。ここについては、建物について用途の制限に定まるところであれば高層のものも建つと考えております。

【小柳委員】

知識不足で理解できないのかどうかわかりませんけれども。後ほど桃花台地区の関係が出てきますけれども、桃花台地区はできた当時も第二種住宅地域であって、しかも建築協定があって厳しく、限りなく第一種住宅地域としての約束、建築協定の中でうたわれておったものですから厳しいものだったんです。

ですから、そういう意味から低層ということになると、例えば今の話で10m以上はだめだと、 それ以上はだめだということ、低層ということは、一般的にいうとマンションあたりでいくと4 階が低層というふうによく言われておりますので、その辺がどうかと思ってご質問したんです。

【大塚会長】

ここで使われている低層とは、これが建築基準法でいうところの中層、高層、低層という法的な拘束力を持つ用語としてこれが使われているのかどうかというご質問ですよね。

だけど、今の事務局のご説明は、そうではないですというかなり漠然とした扱い方をしている というご説明だったわけですけれども、そういう理解でよろしいですか。

【鈴木委員(建築)】

小柳さんのおっしゃることは当然でありまして、低層という網をかけた場合に、土地の評価は下がりますよね。それは地主さんにしてみれば非常にダメージなんですよ。だから、その辺のところもわきまえてこういう網をかけるのかということを確認したいんですけれども。低層という言葉は、今言われたとおり非常に大きい制限になると思うんですが。

【事務局】(大澤係長)

この中央一丁目については、低層ということで高さ制限を設けているものではございません。 この地区についてはそういった規制をかけているのではなく、現状の住宅と商業施設が共存し調 和ある土地利用を進めるとして、方針に記載しているものであります。

先ほど小柳委員から桃花台の地区計画ということでございましたが、そこについては、用途の制限もございますので高さの制限等があります。繰り返しになりますが、中央一丁目については地区計画で高さ制限はしておりません。

【鈴木委員(建築)】

非常に紛らわしいですよね。一般市民から見ると、こういったことで網をかけられると、それで制限を受けないかととられるんですよ。だから、その辺のところは、今言われたように濁されて、低層と書いてありますけれども商業地域なりの制限ですよということでしたら、それをもう

少し書き加えないと。これだけで制限を受けるような気がするんですよ。

【大塚会長】

この土地利用の方針の文章をもう一度ゆっくり今読んでみたんですけれども、低層・戸建て住宅地、商業・業務等が共存している地域の特性を生かしつつという、ここは特に方針で規制をかけているわけじゃなくて、今現在そういう低層住宅とか商業・業務地区が共存している、そういう土地利用であるという現状を今述べている。

その現状を、いかにして調和のある土地利用を進めるかという方針をここで述べているというだけで、これによって何かを規制する、建物の用途を制限するというようなところではないです。 そういう理解でよろしいですか。

【鈴木委員(建築)】

はい、わかりました。

【事務局】(鵜飼課長)

担当の係長からご説明申し上げましたが、今回、会長がお話しのとおり、議案第4号の土地利用の方針に書かれております低層というのは、現状の地区の特性を生かすという表記で用いたものであります。

また、都市計画で一般的に、次の議案第6号の桃花台地区計画でございますが、第一種低層住居専用地域という用途の場合、高さが10mに制限されているものでございます。

今回の中央一丁目地区計画があくまで土地利用の方針の中でこのような表記をさせていただいたものであり、実際に建築規制をかけるものではないということでございますので、鈴木委員から方針に書かれていると紛らわしいというご発言の意図は重々理解できますので、今回それをもって方針の記載を修正するということではなく、今後こういったものを定めるときには、市民にわかりやすい表記にするよう努力したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

【大塚会長】

ただいまの件につきましてはよろしいですか。

【小柳委員】

はい、異論ないです。

【大塚会長】

今のご質問、ご説明というのは、地区計画の内容についてのご質問ということでやりとりをしていただきましたけれども、今回のこの変更の内容につきましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、採決に入りたいと思います。

議案第3号から議案第5号について、いずれも原案のとおり可決することにご異存はございませんでしょうか。

「「異議なし」の声〕

では、異議なしと認めます。よって、議案第3号 尾張都市計画小木地区計画の変更について、 議案第4号 尾張都市計画中央一丁目地区計画の変更について及び議案第5号 尾張都市計画 小牧三丁目地区計画の変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更についてを議題としたいと思います。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局】(鵜飼課長)

それでは、議案第6号につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料、 議案第6号の1ページをお願いいたします。

本議案につきましても、先ほどと同じく地区計画の変更を行おうとするものであります。

初めに、今回変更をしようといたしております桃花台地区計画について地区の概要をご説明させていただき、その後、変更案の概要について説明を申し上げます。

桃花台地区は市の東部丘陵地に位置し、桃花台新住宅市街地開発事業により道路、公園などの公共施設及び住宅の整備が進められたところであります。そこで、居住環境の良好な住宅市街地としての発展を誘導するとともに、居住環境の悪化を未然に防止し、ゆとりと潤いのある住宅地の形成を図るため、平成元年9月19日に都市計画決定をしたものであります。

資料の1ページには地区計画の方針を、1ページから2ページ、3ページにかけまして建築物の用途の制限を、そして5ページには位置を、6ページには地区整備計画の区域をそれぞれ記載いたしております。

続きまして、変更案の概要につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料7ページをお願いいたします。

今回の変更につきましては、建築基準法において法改正がございましたことに伴い、当該地区 計画における地区整備計画の文言を変更するものであります。

建築基準法におきまして、改正前の「身体障害者福祉ホーム」について、「福祉ホーム」と表現の適正化が図られたため、地区計画においても同様に表現の適正化を図ろうとするものであります。具体的には、資料7ページにございますとおりとなっております。

なお、この案件につきましては、昨年12月6日から12月20日にかけて都市計画法第16 条に基づく変更原案の縦覧、1月6日から1月20日にかけて都市計画法第17条に基づく変更 案の縦覧を行いましたが、どちらも意見書の提出はございませんでした。

また、今後の予定でございますが、本日議決をいただきますと、都市計画法の規定に基づき、 愛知県知事との協議を行い、変更の告示をさせていただくこととなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見等 ございましたら、よろしくお願いいたします。

この案件につきましても、建築基準法が一部改正されて、「身体障害者福祉ホーム」という用語がこれまで使われていたのが、「福祉ホーム」という用語に統一されて変更されたということにあわせて変更するという案件でございます。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【鈴木委員(建築)】

意見ですけれども、都市計画マスタープランのほうでも申し上げたんですけれども、桃花台地区は人口4万人ですか、目標は。その4万人の人口の目標の中で、商業施設が少な過ぎるんですよね。要するにスラム化していっているんです。高蔵寺ニュータウンと同じようなタイプで、スラム化していくような気がするんですよ。ですから、今の法的なことを直すのは十分よろしいと思うんですけれども、もう少し開放された商業施設とかを取り入れて住宅街の活性化をしないと、スラム化していくばっかりです。

我々の要望としては、こういう方針の中に少しでも取り入れてほしいなと、商業地域もっと増やすとか娯楽施設を増やすとかいったことを前にも要望したんですけど、県の方は市のほうで決まっているから市のほうでという話ですので、もちろん県と調整していただいて、そういったもっと開かれた地区にしていかないとこの地区はスラム化していきますよ。

ですから、私の提案では、もっと商業施設、娯楽施設を増やせるような都市計画変更を目標にしてほしいなと思っています。

意見です。

【小柳委員】

関連して、今出された内容については、これは事務の問題で、これはいいと思います。

ただ、ここで直接言っていいのかどうかわかりませんけれども、鈴木委員がおっしゃられましたように、全国どこでも大規模団地、ニュータウンというところが非常に高齢化が進んでおります。しかも、ニュータウンといっても、30年、40年、45年たちますと「ニュー」というところが消したいぐらいの状態になってきておるんですね。したがって、高齢化率が非常に高くなっている。

やっぱり建物が老朽化している。バリアフリーも非常におくれている。近隣の商業センターも 衰退している、あるいは商店も立ち行かなくなる。ましてや医療機関も、今回も福祉ホームとい うことで出てきていますけど、実際はもっと厳しい。一般的な開業医さんでも同じように年をと っていって老化しとる、高齢化しとるということですので、地区計画を立てる場合には、そうい うところももっと力強く描いていただくように。これはここの議題とは直接関係ありませんが、 鈴木委員がおっしゃってくださいましたので、私も居住者の一人として、強くそういうことを申 し上げておきたいと思っております。

以上です。

【大塚会長】

ありがとうございます。

ご意見としてお受けしておけばよろしいでしょうか。

恐らく次の議題のほうがより中身が近いかなと思います。

今回のこの地区計画の変更につきまして、特にほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。 なければ、採決に入りたいと思います。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」の声]

では、異議なしと認めます。よって、議案第6号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更については、原案のとおり可決されました。

続きまして、諮問第1号 小牧都市計画マスタープラン中間見直し(案)について及び諮問第2号 小牧市立地適正化計画(案)の2件につきまして、こちらも関連がございますので一括して事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】(鵜飼課長)

それでは、諮問第1号及び諮問第2号につきまして、一括してご説明を申し上げます。ご説明 が多少長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画につきましては、今年度 末までの策定を目指し、平成27年度から調査、検討を進めてきたところでございます。

これらの計画につきましては、前回11月15日の都市計画審議会以降にパブリックコメントを実施し、いただいたご意見などを踏まえ計画案の修正を進めるとともに、庁内検討組織である策定部会及び学識経験者などから成ります策定委員会においてご審議いただき、計画案をまとめてまいりました。

こうしたことから、これまで案の作成の過程におきまして、本審議会に対しましては段階ごと にご意見をいただいてきたところではございますが、改めて計画案について諮問をさせていただ くものでございます。

それでは、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し(案)及び小牧市立地適正化計画(案) につきましてご説明を申し上げます。

初めに、昨年12月1日から1月4日にかけまして実施をいたしましたパブリックコメントの実施結果でございます。恐れ入りますが、お手元の資料、「参考資料2-1」と右上に書かれましたA4横の資料の1ページをお願いいたします。

今回実施いたしました小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画の意見募集期間、意見募集の周知方法及び資料閲覧場所につきましては資料に記載のとおりでございますが、12月1日から1月4日の35日間、市役所や各市民センター、市のホームページなどで意見募集を行いました。

次に、提出された意見の件数でございますが、小牧市都市計画マスタープラン中間見直しでは 3名の方から計11件のご意見を、小牧市立地適正化計画では1名の方から6件のご意見を、電子メールや持参といった方法でいただいたところでございます。

意見の内容につきましては、次の2ページをお願いいたします。

表の左側にはいただいたご意見を、右側にはそのご意見に対する市の考え方を記載しております。

また、2ページから6ページにかけまして小牧市都市計画マスタープラン中間見直しに対する ご意見を、7ページから9ページにかけましては小牧市立地適正化計画に対するご意見を記載い たしております。

個々の内容につきまして、事前に資料をお配りさせていただいていることもございますので、 概要のみをご説明申し上げます。お手元の資料2ページをお願いいたします。

都市計画マスタープランに対するご意見でございます。

一つ目のご意見でございますが、北里地区のまちづくりに関するご意見でございます。これに対しましては、都市計画マスタープランでは、市全体のバランス等を踏まえ地区による土地利用方針等を定めていること、そして北里地区では「快適に移動できる交通環境や活力基盤が整い、ふれあいを育むとともに安全で暮らしやすいまち」を地域のまちづくり目標に掲げ、まちづくりを進めていくことを述べております。

3ページをお願いいたします。

二つ目のご意見でございますが、本計画の96ページの地域のまちづくり方針などにおいて、新図書館の建設場所がA街区となっていることに関するご意見でございます。これに対しましては、今回の中間見直しが、これまで実施してきた事業等の進捗や法制度の改正などを受け見直しを行うものであり、現時点では図書館の移転先が未定であることからこの部分については修正を行いませんが、小牧市立地適正化計画では図書館を都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけることを述べております。

次に三つ目のご意見でございますが、住民の住みやすい環境、小牧独自の歴史と文化が本市への人の誘導に有効であるとのご意見でございます。これに対しましては、本市ではこれまでもご意見にあるような小牧山に関する事業や土地区画整理事業を実施してきたこと、また、本市への人の誘導については、小牧市人口ビジョンなどにおいて具体的施策等を定めていることなどを述べております。

4ページをお願いいたします。

四つ目のご意見でございますが、再開発ビル「ラピオ」に関するご意見であります。これに対しましては、本計画の内容には反映できないこと、貴重なご意見として参考とさせていただくことを述べております。

五つ目のご意見でございますが、雨水貯留施設に関するご意見でございます。これに対しましては、雨水貯留施設の目的や関連法、本計画には市が整備主体のものを記載していることを述べております。

六つ目のご意見につきましては、賛成のご意見をいただいたものでございます。

次に七つ目のご意見でございますが、本市の東西、南北の動線、そして、都市の骨格構造に関

するご意見でございます。これに対しましては、都市の骨格構造などにおける南北、東西に関しては公共交通軸を示しており、南北は鉄道軸、東西はバス軸を指していることなどを述べております。

5ページをお願いいたします。

八つ目のご意見でございますが、拠点での具体的な整備施設についてのご意見でございます。 これに対しましては、本計画では基本的な方針を記載していること、小牧市立地適正化計画では、 施設について具体的な場所や整備内容を定めるものではないことなどを述べております。

次に九つ目のご意見でございますが、市街地から見える小牧山の景観に関するご意見でございます。これに対しましては、平成27年3月策定の「小牧市都市景観基本計画」では、全方角の視点場からの眺望景観を対象としていること、この意見を踏まえ計画の一部を修正することなどを述べております。

ここで、この修正内容につきまして説明を申し上げたいと思いますので、恐れ入りますが、諮問第1号「小牧市都市計画マスタープラン中間見直し(案)」と書かれましたA4版の冊子75ページをお願いいたします。

いただいたご意見を踏まえまして、(1) の 5 行目、「市街地から見える小牧山については」以降の 2 行を追記することといたしました。この 2 行を追記する修正を加えたものでございます。恐れ入ります。もう一度参考資料 2-1 の 5 ページにお戻りいただきますよう、お願い申し上げます。パブリックコメントの実施結果についてでございます。

続いて10個目のご意見でございますが、中心市街地における景観まちづくりに関するご意見でございます。これに対しましては、小牧市都市景観基本計画における考え方を述べております。 6ページをお願いいたします。

11個目のご意見でございますが、地域区分について、桃花台を一つの地域として取り扱ってはというご意見でございます。これに対しましては、本計画において桃花台とその周辺とで分けて取り扱っている部分もあること、貴重なご意見として次回改定時の参考とさせていただくことなどを述べております。

7ページをお願いいたします。ここからは、立地適正化計画に関するご意見でございます。 まず一つ目のご意見でございますが、災害に関する計画についてのご意見でございます。

これに対しましては、本計画では災害に関しては居住誘導区域の設定において考慮していること、ご意見にあるような防災に関する内容については都市計画マスタープランにおいて抜粋ではありますが記載していることなどを述べております。

二つ目のご意見でございますが、新図書館の建設位置についてのご意見でございます。これに対しましては、本計画では図書館を都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけていることなどを述べております。

8ページをお願いいたします。

三つ目、四つ目のご意見でございますが、誘導施設に関する小牧駅徒歩圏500mについてのご意見でございます。これに対しましては、今後高齢化の進展が見込まれる中、誘導施設は小牧駅から、あくまでも可能な限りではありますが、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m圏に集約することが望ましいとしていることなどを述べております。

五つ目のご意見でございますが、再開発ビル「ラピオ」に関するご意見であります。これに対しましては、本計画の内容には反映できないこと、貴重なご意見として参考とさせていただくことを述べております。

9ページをお願いいたします。

六つ目のご意見でございますが、先ほどの都市計画マスタープランの三つ目のご意見と同様の ものでございます。これに対しましては、先ほどと同様の内容を述べております。

以上がいただいたご意見等の概要となりますが、都市計画マスタープランでは意見を踏まえ1 点の修正を、一方、立地適正化計画につきましては、いただいたご意見による計画内容の変更は 行っておりません。

続きまして、前回の都市計画審議会以降の計画案の修正点につきましてご説明をさせていただきます。

修正につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおり、小牧市都市計画マスタープラン中間見直しにつきましては、パブリックコメントでいただいたご意見に伴い一部修正を加えております。

一方、立地適正化計画ではパブリックコメントでいただいたご意見に伴う変更などはございませんでしたので、パブリックコメント前に審議会委員の皆様に配付させていただきました案から内容に変更はございませんが、両計画とも、お手元の資料、参考資料 2-2 に記載のとおり、誤字や脱字、表現の見直しなどの文字、文書の修正や図表の修正などを行っております。今申し上げましたのが参考資料 2-2、こちらの資料でございます。

個々の内容の説明につきましては、お時間の都合上、また事前に資料をお配りさせていただいていることもございますので、省略をさせていただきますのでご了解いただきたいと思います。なお、この二つの計画案につきましては、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定委員会設置要綱第2条に基づき策定委員会において作成され、1月25日に市長に対し提出された案であることを申し添えさせていただきます。

また、両計画の審議会以降の今後の予定でございますが、本日ご同意をいただきましたら、市の意思決定を経てまして計画を策定することとなります。

ここで、立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法の規定により計画公表と同時に届出制度が始まる関係から、3月1日には事前周知のための計画公表、そして3月31日には都市再生特別措置法第81条第15項に基づく公表を行い、同日から届出制度を開始する予定としております。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう お願い申し上げます。

【大塚会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

前回の審議会で審議していただいた内容をもとにパブリックコメントをかけていただいて、た

くさんの意見をいただきました。その中で1カ所、マスタープランで修正を加えて、さらに誤字 脱字等内容を精査してブラッシュアップしていただいたのがお手元の諮問第1号と第2号の冊子ということになります。

ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

【安江委員】

マスタープランの中間見直しの中の69ページの下水道整備の方針のところでお尋ねをしたいと思います。

パブリックコメントの中にも意見として市民の方からあったんですけれども、北里地区のことに関してお尋ねしたいんですけれども、下水道整備が全体でこのように進んでいるという表記がしてあるんですけれども、例えば調整区域になっているところが北里地区には多いですけれども、特に多気地区などを歩きますと、調整区域ですけれども、これを読みますと今後下水道は整備されないということなのかということを1点お尋ねしたいと思います。

地域の方々の要望としては、やはりいつかは下水が整備されるのではないかという気持ちの方が非常に多くて、その件に関して、既に平成21年からのマスタープランとして公表はされているんですけれども、住民の意識としてはまだそういうところら辺にあるので、その点は1点確認させていただきたいと思います。

【事務局】(大澤係長)

マスタープラン、下水道及び河川の整備の方針ということで、都市施設の方針について記載のある部分でございます。北里地域が調整区域ということでございますが、まず市街化区域と市街化調整区域というものが区域区分という都市計画がありまして、市街化区域については簡単に申しますと整備開発を行っていく区域、調整区域につきましては整備開発は抑制し保全をしていく区域という区域区分になっています。

下水道の整備の方針については、もともとも下水道の計画をこちらの都市計画マスタープランに抜粋して載せさせていただいておりますが、こちらの事業計画認可区域については市街化区域を対象にしていると考えております。以上です。

【大塚会長】

下水道整備は、いろいろな事業手法があり、都市サイドだったらこの公共下水道事業という手法がありますし、あと農業サイドだったら農業集落排水、中身としては同じですが、結局縦割りというかお金の出どころが違ったりするというので名前が違っているわけで、それ以外のところだと合併処理浄化槽を設置してということで、いろいろなものを組み合わせて全市的に下水道整備をしていきますという内容ですので、もしかすると地元の人はそういう意味で下水道整備事業というものにこだわってみえるのかもわかりませんけれども、方針としては全市的に下水道整備していきますという内容のものだとご理解いただければと思うんですが。

違いますでしょうか。

【事務局】(鵜飼課長)

今会長がお話いただいたとおりでございまして、先ほど担当係長がご説明申し上げたことに少し補足させていただきます。

まず、下水道に関する基本的な考え方は、こういった形で取り組んでいくという表記をさせていただいておりますが、安江委員からお話のございました北里地区、多気地区などの調整区域の将来的な下水道整備を、この計画において将来的に整備を完全に否定するという計画ではないということを申し添えさせていただきます。

以上であります。

【安江委員】

完全に否定はしないけれども、下水道の整備方針は基本的には市街化だということになってくるんですが。そうしますと、多気地域は調整区域ですけれども、調整区域が今後市街化になる可能性としてはどうなんでしょうか。

【事務局】(鵜飼課長)

今回、小牧市立地適正化計画を作成させていただきますが、これは小牧市に限ったことではなく全国的に、今後人口減少社会を迎えるということで、いわゆる市街化区域については、人が住むという居住系の区域を拡大していくことは、社会情勢上非常に難しいことかと考えております。そういった中、このように立地適正化計画を策定しております。

ただ、市街化区域ではないと公共性サービスのこれまでの質の水準が落ちるということではございませんので、まず、端的に今後市街化編入の可能性があるかということに関しましては、こういった社会情勢下では極めて厳しい状況になっていることを答えとさせていただきます。 以上であります。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

【鈴木 (建築)】

意見です。

安江さんがおっしゃったことは、私も調整区域に住んでいまして、よく地域でお話をするんですけれども、我々の地区に下水道って生きている間に回ってくるだろうかとかいう話なんですよね。

そうすると、小牧市としては、小牧市全体に下水道が配備されるのはここ何十年とか、わからんですけれども、そういった計画を持ってやってみえるのか、そうじゃなくてやれるところをやっているという感じにとれるんですよ。だから、文化的な生活というときに、衣食住ありまして、衣食はどなたでもとれると思うんですけど、住のほうは、下水があるなしでものすごく違うんですよね、生活環境が。

そういう意味で、私が言うのは、文化的な生活を送るには下水は必ず必要なものと思っていま

すので、そういったものをこの地区はこの年度にやります、この地区はこの年度にやりますといったプランを私はこのプランに入れていただけるといいと思うんです。意見ですよ。

その辺のところがなかなか難しいと思いますが、我々の生きている間に下水はとてもじゃないけど来ませんという気持ちでおるんですけれども、その辺のところを一般市民に上手に伝える。この地区はこうやりますとかいう提案はされる気持ちはありますか。

【大塚会長】

私としては、先ほど申し上げたように、全域公共下水道で整備するというのは結構現実的に難しい話で、これはやっぱり同じような下水道施設を完備する制度としていろんな方法があるので、それぞれ場所に応じた制度を利用しながら、全体として下水道整備を進めていくという話ですので。公共下水道の区域以外では、合併処理浄化槽の設置を推進することによって下水道があるのと同じような環境の中で生活ができる、そういう整備をしていきますという話ではあるんですけどね。

【鈴木委員(建築)】

例えばですけれども、桃花台地区に住んでみえる方はいいんですが、桃花台地区の周りは、目の前を下水道がどんどん走っとるわけですよ。そこへつなげないというもどかしさ。私は篠岡地区に住んでいますので、そういうことを思うんですよ。

その辺のところを解消するには、この地区を、この辺の範囲は平成50年までにやりますよとかいったのを出していただくと、住民は安心すると思うんですよ。あと10年後に来るんだとか。 そういったところが提案できると、私は非常に一般市民は落ちつくんじゃないかと思うんですよ。 意見ですけど。

【事務局】(牧野次長)

下水道の市の整備計画ということでお尋ねでございます。

会長から言われましたように、公共下水道で行うのかとか合併浄化槽で行うのかなどといったことにつきましては、下水道の汚水処理適正化計画で定めておりますので、それを見ていただければ、公共下水道なのかどうかわかると思います。多気地区につきましては、公共下水道という形で位置づけがされていると思います。

具体的な整備年度につきましては、どうしても小牧市内全域が非常に広いことから、なかなか何年をもって整備するということにつきましては現実的には出せないという状況があります。ただし、公共下水道の事業認可区域というのは、目標年次を定めまして進めていくということになりますので、その区域内であれば、それぞれの地区ごとに整備にかかるときに目標年次、具体的な整備計画を立てさせていただいて、住民の方々に説明会等を通じてお知らせしている状況です。

調整区域については、一部だと思いますが、例えば桃花台汚水幹線が通っている地区につきましては、計画の中でいう市街化区域隣接地区という区域に該当すると思いますが、全く調整区域を整備していないというわけではありません。

ただし、都市計画事業ですので、やはり市として市街化区域を優先するということは、都市計

画税を財源として行っておりますので、それぞれ優先順位をつけさせていただきながら、区域ご とに事業年度を示させていただいて進めている状況であります。

よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【安江委員】

いろいろ答弁いただいて、多気地区は一応、公共下水道に入っているというお話でしたので少し安心しましたけれども、現状としては市街化区域を優先してということなので何年後になるのかはわからないですけれども、それまでは合併処理浄化槽の設置を進めていくという理解でよろしいですか。

【事務局】(牧野次長)

供用開始区域という、いわゆる下水道が使える状態になりますとそういった法的な手続を行います。そうしますと、合併浄化槽ではできなくなる。そういう地区でないところについては、現実的に合併浄化槽を入れていただくことになると思います。

以上です。

【大塚会長】

今のお話は下水道のお話ですけれども、下水道については下水道の個別の計画をつくって、それに基づいて事業を進めていく、道路については道路の計画があってそれに基づいて進めていく、公園は公園でという、個々具体的なそれぞれの部門別の計画はそれぞれのところで持ってみえて、それに基づいて進めていくわけですけれども、この都市計画マスタープランはそれのさらに上位の計画として、どういう方針で進めていくのかというものだと思います。

そういったことから、下水道整備の方針としてはいろんな制度を使いながら全市的に下水道を整備していきますという、全体的な方針を合意していただくという位置づけのものではあります。これに基づいて、個々具体的にはそれぞれの個別計画に基づいて事業を進めていくということでご理解をいただければいいかなと思います。

【事務局】(牧野次長)

ただいま、多気地区について全域がそういった地区になっているような言い方に聞こえたかも しれませんが。そういった意味で言ったわけではなく、小牧市の中で調整区域についてもそうい った位置づけがされている区域ということで、おおむねいわゆる既存の集落である程度まとまっ た地区については、そういう計画になっているということです。調整区域の全ての区域で今住ん でみえる方のところがそうなっているということではなかったと思います。

以上です。

【大塚会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

【鈴木委員(市議会)】

マスタープランはどうしても総花的になってしまうのでいたし方ない部分はあると思うんですが、先ほど鈴木委員が言われていたのは、陶地区のことだと思うんですね。実は東部は、桃花台以外は白地、市街化調整区域になっている。でも、実は大草は集落排水という下水が通っている。野口の焼却場の関係で、本庄から池之内、林、野口に下水が入ってきていると考えると、東部の白地の中で全く下水のゲの字もないのは陶地区である。実際陶地区は、人口の密集率からいえば、今後きっと、下水はなかなか整備されづらいと思うんですよね。ほかの地区、多気地区のほうが早く入ると思います。

ただ、マスタープランの中には、今の市街化区域や近隣地域へ下水道整備をやっていきますということを記載いただいていますので、その文面にはうそ偽りはないと思いますが、このマスタープランを策定するときに各所管、例えば下水ですから上下水道部の所管になると思いますので、個別の計画などいろいろところの調整をとって文章に、ある一定の方向性はきちんと確認をとっていただきたい。

これは、また所管が変わってくるでしょうし事業になってくると思うのですが、例えば下水が無理だというならば、合併浄化槽を入れるのであれば合併浄化槽への補助をよりしていくとか。ただ、次にあります立地適正化計画、人口が減ってくるから人口を集中させなきゃいけないとなると、市街化の東部などはあまり人口が行かないようにしていくというわけにはいかないでしょうから、なかなか表と裏があるような計画になってくると思いますけれども。よくよく小牧市全域が住みよい計画を立ててほしいと。総花になるかもしれませんけれども、やはりそこだけはきちんと見据えて計画を立てていっていただきたいと思います。

これも意見です。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。

【安江委員】

続いてですけれども、パブリックコメントで意見が3ページに出ていました。新図書館の建設場所がこの都市計画マスタープラン中間見直し(案)の中でも、96ページ、97ページにありますように、A街区における新図書館の整備という表記になっているんですね。

このパブリックコメントの意見のように、この件に関しては一回白紙の状態になって、現在、審議会で審議されているという状態だと思いますので、やはりこのA街区というのをここに書くことは、決まっていないというのであれば書くべきではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】(大澤係長)

こちらの部分につきましては、96、97ページの地域別構想の中に、例えばA3横の見開きでいきますと左下の部分の丸二つ目に「A街区における新図書館の整備」と書かれておりました

り、96ページについては上の表の二つ目に「A街区における新図書館の整備」と記載の部分で ございます。

市の考え方といたしましては、パブコメの市の考え方に記載させていただいているところでありますが、中間見直しにつきましては、事業の進捗の整理でありますとか、立地適正化計画との整合を図るという部分での中間見直しとなっております。

したがいまして、こちらについては、例えば雨水貯留施設の整備が終わったところについては 完了という記載をする、黒丸で表示をしたりといった整理をしておりますので、市の考え方とし ましては、新図書館の建設位置が、現在審議中で決まっていないということでありますので、こ こについては修正を行わないという考え方でおります。都市計画マスタープランでA街区のまま としているのは、そういった考え方によるものでございます。

以上です。

【安江委員】

決まっていないので修正をしないということは、なおかつ中間見直しにこういうことを修正しないということは、市の考え方はA街区に新図書館建設の整備をする方針だということですか。

【事務局】(鵜飼課長)

こちらの表記につきましては、先ほど担当の係長が申し上げましたとおり、このパブリックコメントにございます市の考え方のとおりでございますが、言い方を変えますと、もともとこちらの表記は、この都市計画マスタープランに記載されていた表記であります。今回修正したとかいった部分ではなく、もともとこういった表記があるところでございます。

ただ、現在の状況下で新図書館の建設場所については、審議会等で審議をしていただいている 最中でございますので、今回中間見直しということでどのように修正を加えるかということにつ いて、現時点では決定しておりませんことから、もともとの表記をさわることはしないでおくと いう考え方で提案させていただいております。ですから、こういう表現で書きかえるべきではな いかとかいったようなご意見をいただきましたら、考えさせていただく必要はあると考えており ますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

【安江委員】

私は、やっぱりA街区におけるというのを抜いて、新図書館の整備というふうにすれば整合性はいいのではないかなと思うんですけれども。

ここにあるように、小牧市立地適正化計画(案)の中には、確かに誘導区域といって小牧駅から小牧山までを区域としてこの中に図書館を位置づけるという書き方がしてあるんですけれども、そういうことであれば、ここを特定せずに新図書館の整備という文言をしたほうがいいのではないかと思うんです。

というのは、このままですとこのマスタープランの中間見直しが今回決定されて、これに基づいていろいろな計画がつくられることになるので、非常にここは大事なところじゃないかと思う

んですけれども。

【事務局】(鵜飼課長)

安江委員のお考えをお聞きさせていただきましたが、まず、新図書館に限らず、各種公共施設の建設場所を都市計画マスタープランで位置を決定するものではございません。各公共施設の配置検討によって決まった事項につきましては、こちらの都市計画マスタープランに反映していくといった計画でございますので、当時A街区において新図書館を整備するという方向がありましたのでこういった表記をさせていただいたということです。新図書館の整備につきましては、現在の状況は重々承知しておりますけれども、今回新図書館の整備という表現だけでとどめるかどうかにつきましては、当審議会でお諮りいただきたいと考えております。

以上であります。

【大塚会長】

具体的に確認ですけれども、何ページになりますか。

【安江委員】

都市計画マスタープランの96、97ページです。

【大塚会長】

今のご意見は、この表の「A街区における新図書館の整備」の中の、「A街区における」というのを削除して、単なる「新図書館の整備」というふうにしてはどうかというご意見ですよね。

【安江委員】

はい。

【大塚会長】

それにあわせて、97ページの左下の中心拠点の四角囲みの中にある上から二段目もあわせて「A街区における」というのを削除してはどうかという、その2点ですね。

【安江委員】

はい。

【大塚会長】

いかがでしょうか。委員の皆さんのご意見をいただければと思いますが。

【小柳委員】

私は、パブリックコメントで書かれておって、ご質問いただいて、それにお答えさせていただいている文章が3ページにあるんですが、この関係につきましては、立地適正化計画(案)の2

23ページに図書館というのが出ていますが、これの位置づけはA街区とこだわらずに高次都市サービス誘導区域というところが、市役所を含めて出ているんですね。

したがって、こういうことで出ているのですから、マスタープランでA街区で決まっておるということではなくて、これから審議会でそれぞれの角度から検討され、いろいろ結論を出すときですので、私どもとしては、立地適正化計画(案)の中に示されておるのでいいのではないかと思っておるものであります。

【大塚会長】

ありがとうございます。 ほかの方々はどうでしょうか。

【天野委員】

A街区を抜いたとして、何か問題があるんですか。それを聞きたくて、あるかどうか。何が問題があるのかなと思って。問題があるなしで、あるならあるで、抜けないなら抜けないで。それを確認したいのですが。

【小柳委員】

あるかないかという僕の個人的な意見ですけど。今審議会で審議していますので、どういう形になってくるかわかりませんが、あえてこれを削除するまでもないと。別のところに決まればそれを変えざるを得なくなる。ここで変えても、こちらで決まってくる場合もあるとまた書くと。ですから、これで拘束されるという考えは持っていないです。ですから、あえて書かなくても、削除してもどっちでもいい。別にこちらでしっかり書かれておるので、誘導するがどこになろうが、恐らく審議会ではこの立地適正化計画の中で位置づけされてくると予測しますけど。そういう意味からすると、これをそのままでもいいのではないかと思いますが。

【天野委員】

いや、法律論として聞きたいです。技術論として。要は、個人的な委員の感情じゃなくて、市 役所としてマスタープランから、今おっしゃられたA街区を抜いたほうがいいんじゃないかとい う意見。それはどうなるかわからないですけれども、抜く抜かないに対して、抜かないことがな ぜいけないのかという。それがわからないんですよ。抜かないことの意味があるんですか。

【事務局】(鵜飼課長)

抜く抜かないの部分で、この部分を抜くというと問題があるかということでございます。先ほど申し上げましたように、各公共施設における検討が優先されるわけでございまして、図書館として建設場所が決まりましたら、やはりそれが優先されて都市計画マスタープランに反映されるものと考えています。

ただ、今の表記について事務局として一言申し上げるとすれば、普通、抽象的なものをだんだ ん具体化していくということはあるかと思いますが、計画が具体的に表記されているものを、も う少し抽象的な表現に変えるということ、今の表現を拡大するということについては、あまりケースとして多くないとは考えております。

以上であります。

【大塚会長】

なかなか難しい。

【安江委員】

特別なケースだと思いますよ、私は。

【大塚会長】

恐らく抜いても抜かなくても多分変わらない、変わらないのであればどっちにするんだという。 変わらないのであれば、抜いてもいいじゃないか。変わらないのであれば、抜かなくてもいいん じゃないかということでしょうか。

【天野委員】

そこで聞きたいんですよ。だから、そこでそういう発議が出たとして、この場でそれを認めるときに多数決なのかどうか。最終的に着地させなきゃいけないわけですよね、この意見を。私はどっちかわからないですけれども、それは公平性の原則ですよね、はっきり言えば。今申し述べられたんですよね、委員の方が。それでどっちでもいいということですよね、法律論的には。じゃあどっちかに着地させなきゃいけないわけですよね。その手続としてどうするかということですよね。これはあくまで公平論ですよ、個人の意見は抜きとして。

やっぱりこれは審議会ですので、各委員の方が代表としてこの場におみえになってそれぞれ意 見を発せられているので、それはそれで尊重されなきゃいけないですけれども、その意見をもっ てある結論を導かなきゃいけないときに、公平性の原則があるわけですよね。

会長、どうされるんですかね、これに対して。

【大塚会長】

最終的には採決ですよね。

【天野委員】

では、採決をとったほうがいいんじゃないですか。

【大塚会長】

とるに当たっても、もう少し皆さんの意見をお伺いしてからのほうがいいのではないかと思いますけれども。

【橋本委員】

図書館審議会、今行われていますよね、今日も新聞に出ていましたけど。明らかな結論は待てるかどうかわからないにしても、これは結論が出てくると思うんですけど。そこでA街区がいいかどうかという結論が出るのか両論併記なのかも微妙なことが書かれていましたけれども、そうなってくるとはっきりしていない状況、審議会の結果によって決まるわけでもない、これから市のほうが決定していくという形になると思うんですけど、審議会の諮問を聞いて。

それを考えると、一つの流れでできているのを、今まだ決まっていないことをその途中段階でここで変えるということは、僕はちょっとどうなのかなと思うんですね。一つずつ決まった段階で変えていくというのが筋道だと思うので、今の段階で変えるというのはどうかと私は思いますけどね。

別にA街区が載っている載っていないがいいか悪いかは、ちょっと僕は疑問に思いますけれども。筋論としてはそういうふうに思います。

【大塚会長】

検討中なので、その検討結果を受けてから変えるのでいいのではないかということですね。

【橋本委員】

と思います。

【大塚会長】

ほかの委員の方々はどうですか。

【鈴木委員(市議会)】

議長も言われましたけれども、例えばA街区を抜いてどうのこうのというよりも、そもそも、小牧の玄関に図書館を建てるっていう計画を立てていいのかということですよね、逆にいうと。なので、図書館の審議会自体も終焉になってきて、ある程度意見は固まってきてはいますけれども、まだ答申を出していただいてもいないので、途中半端にさわるよりはこのままにしておいて、やはり答申をもらった後、あとは市長以下理事者がどう考えていくか。

だからといって、今ここに書いてあることが全て審議会を無にしてこれで進めるというわけではない。ただ、審議会メンバーの意見というか意思の統一は図って、理事者がこれでいくというわけではなくて、我々はこれはさわらないと、あちらの意見を聞くまでは可もなく不可もなくさわらないという意味で、A街区という文字は残しておきますというのを皆さん共通の認識をされれば、理事者がA街区でやっぱりいくつもりだという話が、ひとり歩きはしないと思います。きちんと決定して方針が決まってA街区に建てませんということになれば、これを削除すればいい。そもそも図書館がどこに建つかもわからない話ですので。中にはラピオと言う方もおられるでしょうし、現行の図書館と言う人もおりますので、今後図書館審議会で出てきた答申を受けて、理事者側できちんとまた再度協議していただいたときに、マスタープランにきちんと反映していただけるというのが一番いいと思います。

意見です。

【大塚会長】

図書館の件について、ほかにご意見を。

【林委員】

鈴木委員と議長さんと同じ意見ですけれど、図書館の審議会で答申が出されると思いますけれ ど、それは決定ではないですけれど、何年か後ということではないので。今までこのマスタープ ランできていたことを、中間見直しであえて直して、また決まったことにまた直すとかいうふう じゃなくて、このとおりでいいかと思います。

【安江委員】

今はこういうふうに表記してあるんですけれど、結果が、答申が出ますよね。それ以降また市でどういう方向でやるかという話になってくるとは思うのですが。10年間のマスタープランでその位置が決まったらまた表記を変えるということはされないでしょ。次の見直しのときじゃないとされないということですよね、このマスタープラン自体は。

【事務局】(鵜飼課長)

都市計画マスタープランの見直しにつきましては、まず10年間の計画期間でございまして、中間年で一定の見直しを図っていくということで。今回見直しをいたします計画につきましては、平成31年度までの計画となってございますので、32年度以降の都市計画マスタープランにつきましては、また数年後からは総見直しという形での作業をしていくことになります。その中でそういった表記につきましては、そのときの状況にあわせて表記を加えるということになります。

安江委員お話しのとおり、新図書館の場所が決まったことをもって都市計画マスタープランを 見直すというものではございませんが、今申し上げましたように平成31年度までの計画期間と なっておりますので、また数年中には全面的な改訂作業に入っていきます。その中では、新図書 館の建設地が決まりましたら、そういったものを盛り込んだ計画にいたします。

したがいまして、今回中間見直しをした後、図書館の建設位置が決まったことをもってこの計画の見直しを図るということは、安江委員お話しのとおりございません。

以上です。

【安江委員】

途中で文言を変えるということはないというお話でした。

私もこのマスタープランが全てじゃないということはよくわかります。だから、優先されるのは今審議会での答申、そして答申を受けて行政側がどうするのか、最終的に議会がどうするのかという流れになってくるということも承知しております。

そういう中で、中間見直しが今出ているものですから、市のパブリックコメントの回答の中にも書いてありますように、この間に実施してきた施策事業の進捗、都市計画を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化などを受けて見直しを行うものですというふうにも書かれているので。私

は、一旦白紙になったので、これはとるのが自然じゃないのかと思うんですけど。

どちらになるか私自身もわからないし、それは今後の成り行きを見るのが当然筋だと思いますが、ちょうどマスタープランを見直すという時期に来ているものですから、それと図書館問題もそういう時期に来ているものだから、あえてA街区におけるというのを書かないほうがより自然じゃないかと思うんですね。

立地適正化計画の中にも、小柳委員が言われたように、小牧駅から小牧山までの誘導地域に図書館をつくりますというような表現がされているということもあって、そのほうが整合性は図れるのではないかと思います。

【大塚会長】

ありがとうございます。

整理しますと、安江委員がおっしゃられるようにA街区の建設自体が白紙になったので、その白紙になったものをあえて書く必要がないのではないか、書くこと自体が誤解を招くので、現状をあらわすのであればとったほうがいいのではないかというご意見であります。

もう一方で、鈴木委員がおっしゃっていただいたように、A街区に建設すること自体を我々がこの都市計画審議会で同意したわけではなくて、それはあくまでも図書館の審議会のほうで検討している結果を待って、それを受けて都市計画マスタープランに反映させるという意見のもと、それまでは既存の計画の文言、「A街区における」というのをそのまま残すといったご意見。この二つの意見が大きく出ているかと思います。

大体意見が出尽くしているのであれば採決をとりたいと思いますが。それ以外のご意見、また 図書館以外のご意見はございますか。図書館以外には特にないですか。

では、今の図書館の話だけ皆さんで採決をとりたいと思います。

本編の96ページで、上のほうの表、小牧の玄関にふさわしい魅力ある町を目指してという表の上から2行目のA街区における新図書館の整備で「A街区における」という文言を削除して、「新図書館の整備」だけにする、あわせて97ページのA街区における新図書館の整備から「A街区における」という文言を削除するということで、この案に賛成される方は挙手を願います。

「賛成者举手〕

3人ですね。

それではもう一方の、現在、図書館審議会で検討中なので、結果が出てから反映させるということで、この都市計画マスタープランの中ではこの文言を特に修正せず、「A街区における」という文言をそのまま残すというご意見。あくまでもそれに我々は賛同するということではなくて、図書館審議会に委ねるということで議事録に残していただいた上で、賛成されるという方は挙手を願います。

[賛成者举手]

お一人退席されましたので、10人ですかね。

自分は、このまま残しておいて審議会に委ねるというほうに1票入れさせていただきますので。 採決のとき、会長はどうなっていましたか。

【事務局】(大澤係長)

小牧市都市計画審議会条例第5条第3項の中で、審議会の議事は出席した委員及び議事に関係 のある委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによるとなっています。

【大塚会長】

私は、気持ちとしてどうするかというところですので、より多くの方がいいという方に、私も 賛同します。

【安江委員】

今の件とは別ですけれども、立地適正化計画のほうで少し意見を。

191ページの、いろいろ課題が抽出されていまして、課題の抽出と対応について5点書かれているんですけれども、その中で5の財政の健全性というところです。今後高齢化して社会保障費が非常に多くなっていくということで、財政も厳しくなっていくということは全体としてはわかるんですけれども、国が社会保障費を抑制して負担を増やすという方向で動いている中で、私は自治体としてはその防波堤になることが、そういうことにやっぱり力を入れるべきだと思っているんです。ですから、この社会保障費の抑制などというのが1番に来ているのが気になるところです。

もう一つは、民間活力も利用していく必要があると書かれているんですけれども、民間活力もいろんなところで今活用されていますが、経費は削減できるけれども、サービスは低下する懸念があると思うんですね。そのあたりを、今後慎重にやっていただきたいということをつけ加えたいということと、1番に財政の健全性というところで、社会保障費の抑制というより、やはり私はもっと全体的に無駄な経費をなくすことに努力していくことが必要ではないかなと思うんですが。そのような意味も含んだ中身なんでしょうか、ということを確認させていただきたいと思います。

【大塚会長】

191ページですね、2段落目の「このため」のところの「社会保障費の抑制など」という、 これを一つの例として挙げていますけれども、などの中に無駄の削減とかいうことも含んで考え ているかどうかとのご意見ですね。

【事務局】(大澤係長)

こちらにつきましては、これまで都市構造ということでずっと、190ページに至るまでずっと調査をする中で、各項目、災害等の安全性でありますとか高齢者福祉の健康、生活サービス施設の利便性、持続可能性というのが、項目に分けて課題を抽出しているところでございます。

こちらの文面に、社会保障費を抑制していこうという意思はなくて。今後、委員からもおっし

ゃられましたが、高齢化が進む中でこうした社会保障費が膨れ上がっていくというのは予想されることでございますので、こういったものを抑制していくなど、財政規模も縮小を前提とした都市づくりということで述べておりますので、社会保障費の抑制を強く進めていこうという方針があるというものではなく、一般的な事項として記載させていただいているということでございます。

民間活力の活用につきましても、こうした動きがある中で、文言として入れさせていただいて いるところでございます。

以上です。

【大塚会長】

今のご説明でよろしいですか。

【安江委員】

はい。要望として、やっぱり全体で無駄をなくすこと。そして、やはり民間活力は慎重に行うべきだと。それはなぜかというと、市民生活のサービスの低下を招くことにつながらないような方法でということを意見として述べさせていただきます。

【大塚会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

なければ、もう一度確認のために全体を通した採決に入りたいと思います。

ただいまご意見をいただいて、先ほど図書館の件につきましては、A街区においてという文言について修正を加えるかというのは、審議会で審議されて、最終的に審議会の結果に委ねる、そういう意見があったということをつけ添えた上で、この計画に賛同するかどうかという採決をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、諮問第1号、第2号あわせて、A街区に新図書館を建設するということに関しては、図書館審議会の結果に委ねるということを前提として、この計画原案に同意するかどうか、これに 異議があるかどうかということで採決をとりたいと思います。

【安江委員】

図書館については、もちろん答申を受けて今後審議会で決めていく、それが大前提だというお話には納得できますけれども、それならば、固執して申しわけないですけど、A街区で計画、整備するというのはとったほうがいいのではないかということで、私は同意はできないということで、よろしくお願いします。

【小柳委員】

先ほど採決とっていただいて、これを残すかどうかということについてお話ありましたけど、 僕は賛成、これを残すということでしたので、全会一致ではないかもわからんけれども、これで いいと思います。

ただ、図書館というのと、もう一つは、パブリックコメントの4ページの4番にありますようにラピオの問題だって大変市民の関心が高い。そこで、ラピオの問題には踏み込んでいけないよということがこのあたり書かれておるものですから。例えば、図書館でもそこまで踏み込んでいけないということをここの中でうたわれておるので、僕はそのままでいいという判断に達しております。

【大塚会長】

わかりました。

今、反対の意見などいろいろありましたが、これは記録として残していただくということで。 図書館以外にもいろいろ意見がありましたので、全体としてこの原案に同意するか採決をとりた いと思います。

この諮問第1号及び諮問第2号について、同意をされる方は挙手を願います。

【安江委員】

一遍に、一緒ですか。

【大塚会長】

一緒です。別々がいいですか。

【安江委員】

私は別々がいいです。

【大塚会長】

わかりました。

じゃあ、まず諮問の第1号ですね、都市計画マスタープランの見直し(案)について、原案に 同意される方は挙手を願います。

「賛成者举手〕

賛成が13で反対が1ということで、諮問第1号につきましては、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し(案)については、賛成多数で原案のとおり同意されました。

続きまして、諮問第2号小牧市立地適正化計画(案)についてお諮りしたいと思います。同意 される方は挙手を願います。

[賛成者举手]

全員ですね。ありがとうございます。

諮問第2号小牧市立地適正化計画(案)につきましては、全員一致ということで同意されましたので、原案のとおり同意されたということで確認させていただきました。

ありがとうございます。

続きまして、日程の第3、その他に入りますけれども、事務局から何かございますか。

【事務局】(鵜飼課長)

その他といたしまして、2点ご連絡を申し上げます。

1点目といたしまして、本審議会の会議録でございますが、前回と同様に、会議終了後、事務局で作成いたしまして、委員の皆様に内容をご確認いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。その後、大塚会長、山下委員、天野委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開をさせていただきます。

続いて2点目でございますが、次回審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、来年度になりますが、8月ごろに開催させていただきたいと考えております。時期が参りましたら改めて詳細をご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。 事務局といたしましては、以上でございます。

【大塚会長】

その他、会議全体を通して皆様から何かご発言ございますでしょうか。

【稲垣委員】

済みません、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけど。

実は署名者の山下さんが途中から退席しておりますので、それで署名者ということは認められるのかどうか、確認ですが。

【事務局】(鵜飼課長)

議事録署名につきまして、稲垣委員お話しのとおり、山下委員途中退席をされましたので、どういった取り扱いが適切であるかどうか、市役所の法務担当と相談の上、今後適切な対応をしたいと思います。今の時点で、即座にこうするというお返事ができませんので、しかるべき対応をさせていただきたいと思いますので、委員の皆様にはご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

【大塚会長】

あくまでも途中退席された方が議事録署名者になっていいいか、市の決まりを確認いただいて 適切に対応していただくということでよろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了といたします。

長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして平成28年度第3回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。